

川崎市 消防団員活動マニュアル



川崎市消防団

第1章 消防団員の役割

消防団員は、消防を本業として生計を立てているわけではありません。普段は、それぞれに職業を持ち、火災などが発生したときに現場に出場します。消防団員は特別職の地方公務員なのです。本章では、消防団員の身分、消防団の役割と組織について説明します。

第1節 消防団員の身分

1 消防団の身分

地方公務員には一般職と特別職とがあります。

特別職の地方公務員として非常勤の消防団員及び水防団員の職が定められています。(地方公務員法第3項第5号)

つまり、消防団員は、市長、収入役、議員などと同じ特別職の地方公務員なのです。

特別職の地方公務員としての制約をまとめると次のとおりです。

- 消防団員は消防団長から任命されます。任命権は消防団長にあります。
- 消防団長は団員の互選により選出され、市長が任命します。
- 消防団への入団、退団は自由です。ただし、行政処分などで免職される場合があります。
- 消防団の地位を利用しての選挙活動はできませんが、個人として政党に入党すること、公職の候補者になること、選挙運動をすることは自由です。
- ほかの公職に就任して差し支えありませんが、一定の手続きなどが必要な場合があります。



2 消防団の組織

消防は市町村長が管理することとなっています。

消防団長には団員を指揮監督する権限があり、消防団に関する事務を取りまとめています。

消防組織法のなかの第1条、第6条、第9条で次のように規定されています。

消防の任務は、火災から地域住民の生命、身体および財産を保護するとともに、水害、地震、台風などの様々な災害に対して、事前に直接的な原因の除去を行い、災害が発生した場合は、被害の拡大防止および縮小を図ることと規定されています。

市は、その区域における消防を十分に果たすべき責任があります。

消防団は、消防署と同じ消防機関の一つであり、様々な消防事務を処理しています。

3 消防団の性格

江戸の昔から消防の言葉に「自らの郷土は自らで守る」という精神があります。

自分たちの住む町を自分たちで守ることが江戸の町火消以来、消防団の基本であり伝統なのです。地域住民から愛され、親しまれ、信頼され、現代においてもその精神が変わることはありません。

また、消防団は、わが国だけでなく、世界各国に組織されています。

4 消防団員の階級

消防団活動では、特別な場合を除きチームで行動することが要求されます。

危険な災害現場での活動や、様々な任務において、指揮命令系統をはっきりし、リーダーの指示に従い、活動することが最も重要なのです。

そこで、組織活動を的確に実施するために消防団は、厳格な階級制度をとっています。

消防団員の階級は、団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長、団員の7階級に分けられています。(川崎市では、団本部の庶務、警護、消防及び広報の各部に本団部長を置いています。)



第2節 消防団の機能と役割

本節では、実際の活動の中で、地域や他の消防機関とどう関わっていくのか、消防団の機能を知るとともに、消防団の位置づけ、役割について説明します。

1 消防団の特性

第1は普遍性です。

消防団は全国ほとんどの市町村で組織され、市町村内全域で活動しており、どのような場所で災害が発生してもすぐに対応することが可能です。

第2は地域密着性です。

地域の住民が消防団員になっている場合が多く、地域とのつながりが深く、様々な事情について精通していることから、災害時の救助、避難には欠かせない存在です。

第3は即時対応力です。

定例的に教育訓練を受け、消防に関する専門的な知識、技能を身につけているので、災害に対し、迅速・的確な対応が可能となります。

第4は多面性です。

単に消火作業を行うだけでなく、火災予防の面でも住民指導、巡回広報などを実施し、地震及び風水害などの各種災害の防ぎょ活動に当たるほか、遭難者の捜索救助、各種警戒などの活動を行い、地域の安心・安全確保に尽力しています。

第5は要員動員力です。

消防団員は全国で約83万人(平成31年4月現在)で、常備消防職員約16万人の約5倍の人員を持ちます。特に大規模災害時には、要員を動員し、効果的な災害防ぎょ活動に当たることができます。

第6は広域運用性です。

消防団は、大規模災害時には相互応援協定などにより、その管轄区域を越えて広範囲な活動を行うことができます。

2 消防署との関係

通常の火災は消防署が中心となります。このとき消防団は消防署と密接な連絡をとりながら、補完的な役割を果たします。

しかし日常の予防面では、その地域をよく知る団員たちに一般家庭を中心とする、よりきめ細やかな指導・活動が期待されています。

また大規模災害時などでは、災害防ぎょ活動に多くの人員を必要とします。

交通や通信の途絶などによりに消防署の消防力が制約されるため、消防団の役割は極めて重要なのです。

平常時の消防団には、自主防災組織に対して育成・指導を行う役割を期待されています。

大規模災害時には、消防団がリーダーシップをとって自主防災組織や地域にある様々な組織・ボランティアグループなどと共に、統一のとれた活動をする必要があります。

様々な事業所の自衛消防組織は、相当程度の施設・装備を備えているところもあります。

普段から消防団としても地域内の事業所などの自衛消防隊と密接な連携をとり、教育訓練の指導を行い、災害時には消防団の主導で各組織を結集して防ぎょ活動にあたるのが期待されます。

このように、今日、消防団には、地域社会における消防防災の要として、従来の任務である消火活動はもちろん、祭り・イベントでの警戒、応急手当の普及指導をはじめとした、地域に密着した幅広い活動や、自主防災組織などに対する育成・指導を積極的に行うとともに、多くの人員を必要とする大規模災害時には、地域密着性、要員動員力、即時対応力を発揮し、これまで以上に災害情報の収集伝達、避難誘導および、災害防ぎょ活動にあたるのが期待されます。

3 国民保護法制

平成13年に発生した米国同時多発テロ、そして武装不審船事案は国民に大きな不安を与え、新たな危険に備えることの重要性を再認識させることとなり、国家の緊急事態に対処しうる態勢の整備が、ますます重要になっています。

このような昨今の情勢を踏まえ、平成16年6月14日に国民保護法をはじめとする有事法制関連法が国会で可決され、成立しました。

国民保護法とは、正式には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」といいます。

国民保護法は、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、武力攻撃が国民生活及び国民経済に与える影響を最小とするため、国、都道府県及び市町村の具体的な役割分担、指定公共機関の役割、国民の保護のための措置の実施体制等について定められています。

この中での消防団の大きな役割は、武力攻撃事態などに至った場合、市町村長の指揮のもと、避難住民を誘導しなければなりません。

この場合、消防団は、消防長又は消防署長の所轄のもとに行動するものとされています。

第3節 川崎市消防団の組織

消防団は、「消防団令」(昭和22年勅令第185号)に基づき、昭和22年10月1日に発足し、現在は、消防組織法に基づき制定している「川崎市消防団の設置及び定員等に関する条例」(昭和38年川崎市条例第31条)により、各消防署の管轄区域単位に設置されています。

ここでは、川崎市の消防団の組織について説明します。

1 川崎市消防団の組織

消防組織法では、次のように定められています。

第9条 市町村は、その消防事務を処理するため、次に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない。

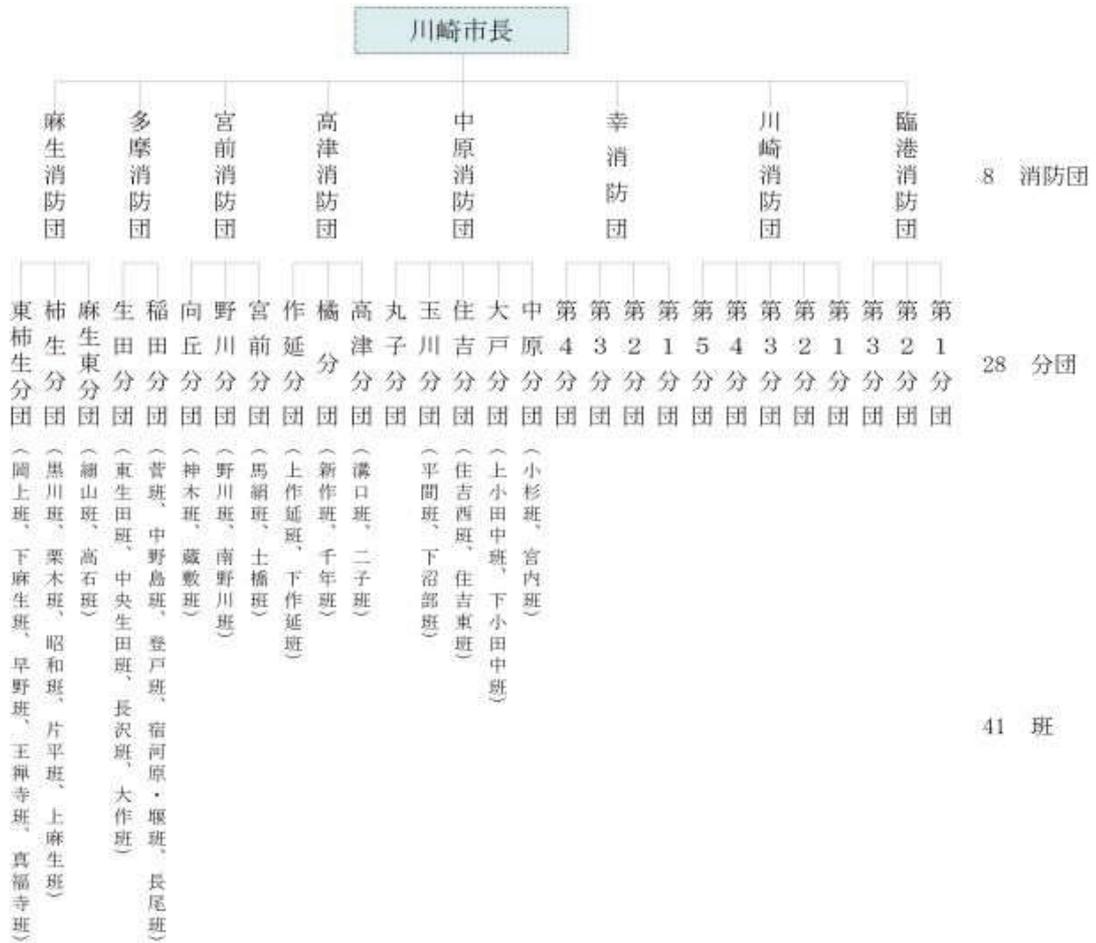
1. 消防本部
2. 消防署
3. 消防団

第18条 消防団の設置、名称及び区域は、条例で定める。

2 消防団の組織は、市町村の規則で定める。

3 消防本部を置く市町村においては、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとし、消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても行動することができる。

川崎市消防団の組織は次のとおりです。



第2章 平素における備えと予防

災害の無い場合でも、“治に居て乱を忘れず”“常在戦場”の心構えで、消防団にはさまざまな任務があります。

本章では、消防団員として、平素における日常の対策と災害が無いときにおいて実施する予防や地域における役割について説明します。

第1節 消防団活動において

1 緊急連絡系統網の確立

組織としての活動効果を確保するとともに、災害出動に備えるため消防団長から全消防団員に至る緊急連絡系統網を作成し、地震等の大災害に備えるとともに、次の点に留意することが大切です。

- (1) 所在を明確にしておきましょう。
- (2) 最新の情報の把握に努めましょう。
- (3) 連絡手段を複数確保しましょう。
- (4) 間接的にでも連絡できるよう、伝言等依頼先を指定しておきましょう。

2 会議

消防団本部、各分団においては、定期的に会議等を開催し必要な事項について確認しておくとともに、その内容について各消防団員に周知します。

3 受持区域内の把握

- (1) 道路、建築物、消防用水利等を平素から把握しておきます。
- (2) 浸水や崖崩れなどの災害履歴のある箇所を把握しておきます。
- (3) その他、災害時要援護者名簿や地域に密着した活動等から得た住民情報等を把握しておきます。

4 任務分担の確認

消防団長は、所属団員に任務分担を周知徹底するとともに、団員は、自分の任務を熟知し、有事に備えます。

5 有事の際の対応の検討

「習うより慣れろ」の言葉のとおり、実際に消防活動を体験して得られる教訓は、次の災害に対して極めて大きな糧となります。

しかしながら、多くの団員が災害体験をすることは困難です。また、過去に経験したことがないような災害が発生するかも知れません。よって次に上げることについて平素から検討し、シミュレーションをしておきましょう。

- (1) 災害事例の研究
- (2) 大規模地震発生時の参集方法
- (3) 消防署との連携方法
- (4) 任務分担、活動要領

6 健康管理

消防団員は、消防団活動にのみならず一家を支える働き手です。平素から健康管理に注意しましょう。また、体力の練成維持に努めましょう。

第2節 家庭内において

消防団員は、地震や風水害等の大災害に際して出動する任務を担っています。平素からの心得として、家庭内では次のようなことに留意することが大切です。

1 情報入手手段の確保

情報配信メール（メールニュースかわさき等）、TV、ラジオなど複数の情報入手の手段を確保しましょう。

2 通信連絡手段の確保

固定電話、携帯電話、メールなど複数の通信連絡手段を確保しましょう。

3 備蓄品・非常持出品の用意

次の備蓄品・非常持出品を用意します。

(1) 家庭用

家族3日分の食料・飲料水、救急薬品、懐中電灯、電池、ちり紙、タオル、下着類、手袋・軍手、その他必要と思われるもの。

(2) 消防団活動用

活動用食料、手袋、タオル等



4 家屋内外の危険箇所のチェック

家屋内外の危険箇所をチェックし、大型家具の転倒防止や老朽化したブロック壁の補強など安全対策を講じておきましょう。

5 家族の役割分担

災害時に誰が何をするかをあらかじめ決めておきましょう。

特に高齢者や乳幼児などがある場合は、誰が支援の中心になるか家族で話し合っておきます。

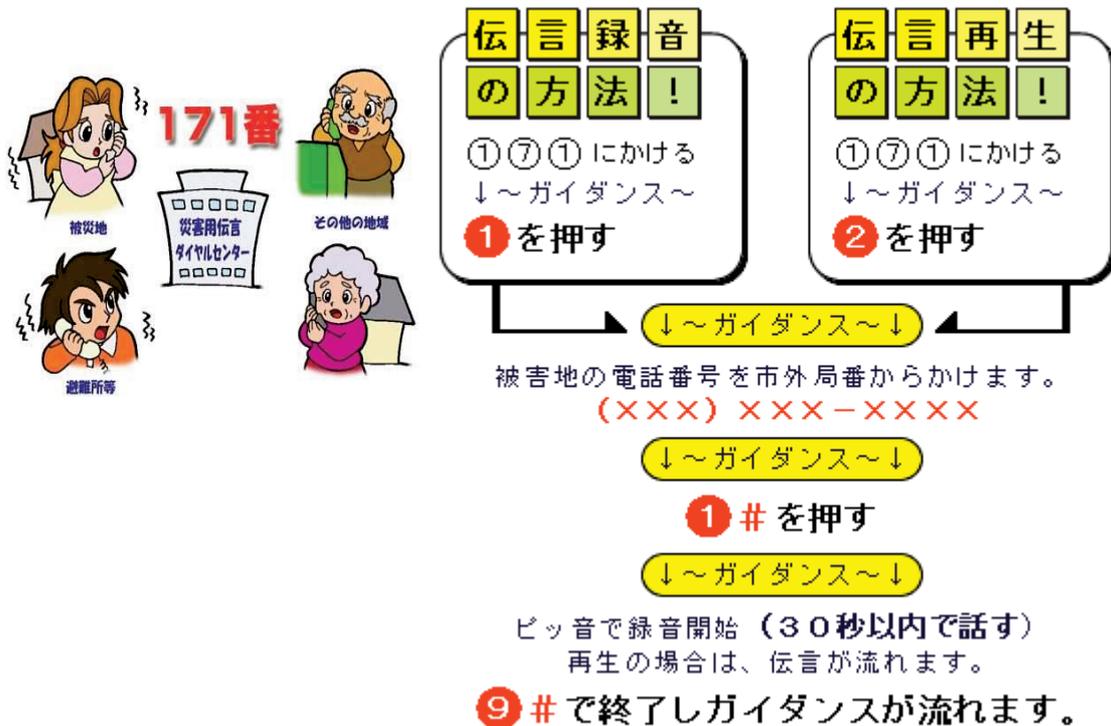


6 家族の連絡方法

避難時の参集場所、方法を家族で確認するとともに、家族の安否確認などの連絡方法について決めておきます。

(連絡手段例)

災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板(携帯)、災害用ブロードバンド伝言板(Web171)等



第3節 交通事故防止

1 緊急自動車の要件

緊急自動車とは、次の要件を満たしてはじめて法令上の緊急自動車となり、様々な優先や特例を受けることとなります。

言い換えると、要件のひとつを欠いても緊急自動車とはいえなくなり、優先や特例は認められないという厳格なものです。したがって緊急自動車を運転する際は、そのことを常に認識する必要があります。

- (1) 公共、公益的な機関の自動車であること
- (2) 公安委員会の緊急自動車使用届出確認書等の手続きが完了していること
- (3) 緊急用務を遂行する目的であること
- (4) サイレンを鳴らし、かつ、赤色の警光灯をつけていること
- (5) 運転中のものであること

2 交通事故防止の基本的な心構え

緊急自動車には法令上数多くの優先や特例があるのに対し、一般車両はそれを保障するため避讓義務をおわされています。一方、緊急自動車には一般車両の安全を確保するため注意する義務があります。

このように両者が相互に補完することによって、はじめて道路交通上の安

全が保たれていることを十分に理解しておくことが大切です。特に優先通行権については、その過信を慎み、周囲の一般車両及び歩行者並びに自転車の飛び出し等、予測しえる危険要因に注意し安全運行を実施しなければなりません。

また、緊急走行することが法令上許されているのは、消防車すなわち消防団が現場へ急行することを願う市民の要請からです。事故により市民の要請に応じることができなかつたら、その責任は隊全体にあるといえます。交通事故防止を運転者一人に任せるのではなく、乗車員全員が車両の安全な運行に協力しなければなりません。



3 乗車員全員による安全運行

(1) 迅速出場

出場の遅れは心にあせりを生みます。赤信号の一時停止さえ怠るなど危険を避けるほんの数秒間が待てなくなります。安全確認に余裕が持てるよう全員で迅速な出場を心掛けます。

(2) 道路状況等受持区域の精通

受持区域の精通は心に余裕を生む安全運行の基本です。平素から受持ち区域に関して把握し、出場に際しては全員で適切な助言をします。

(3) 注意力の高揚

緊急走行中は随所に危険が潜んでいます。機関員一人の目より全員の目で確認する必要があります。平素の通常走行時から危険を予知する能力を養い、注意力の高揚に努めます

(4) 確認呼称

一人の発声が全員の注意を喚起し、危険の早期発見、早期回避に結びつきます。機関員も見ているだろうとためらわず、全員で確認呼称を励行します。

(5) 車両誘導要領の習熟

緊急走行中は、狭い道路の通過、水利部署時のバック走行など車両誘導が不可欠です。誘導時には、乗車員全員が一体となれるよう平素から車両誘導の習熟に努めます。

第4節 特別警備

1 特別警備

特別警備とは、異常気象や年末年始の期間で、火災の発生のおそれがあると認める場合または、催物、各種行事等で特別の警備の必要があると認められる場合、消防署と協力して災害発生の未然防止を目的に実施するものです。

2 実施内容

特別警備で実施する内容は、その警備対象により違ってきますが、概ね次のとおりです。

- (1) 火災等の発生防止及び人命危険の排除
- (2) 警防活動障害の排除
- (3) 災害が発生した場合の初動態勢、出動態勢の確保
- (4) 巡回広報の実施
- (5) 関係機関との連携
- (6) 車両、資機材の点検
- (7) その他必要な事項

第5節 防災指導・災害時要援護者避難対策

1 防災指導

「用心は前にあり」の言葉のとおり、災害は発生してから被害を軽減する対処よりも、災害を発生させないという予防が大切なことは言うまでもありません。

この予防というものは、住民一人ひとりの防災意識と防災行動の向上に大きく委ねられています。

消防団員は、地域防災のリーダーとして、地域住民一人ひとりの防災意識と防災行動の向上を図るため、積極的に自主防災組織等に防災訓練指導を行い、地域の防災力を高めていかなければいけません。

(1) 計画と進行準備

防災訓練の指導を要請されたときは、指導用の資機材などの調達や訓練の円滑な運営を行うため、管轄消防署と連携して計画します。

(2) 指導時の留意事項

ア 指導場所の広さ、気象的条件（暑さ・寒さ・風向）について配慮し、最も安全性の高い場所で実施します。

イ 参加者の服装及び靴等が訓練実施に適切か確認します。

ウ 指導にあたっては、説明者が全体を見渡せる場所で、参加者の反応を確認しながら行います。

エ 参加住民から不快感を持たれることのないよう、消防団員と分かる服装で端正かつ整一されたものを着用します。

オ 顔見知りの者がいても訓練中は指導者として毅然とした態度で行動します。

カ 言葉遣いに十分に配慮して、分かりやすく親切に説明します。

(3) 事故防止

指導する消防団員はもとより参加者の安全を最優先として実施します。

2 災害時要援護者避難対策

平成16年7月に発生した新潟・福島豪雨及び福井豪雨災害では、情報を入手することができない、あるいは歩行が困難等の理由により、自ら避難ができない多数の高齢者が犠牲になったことに示されるように、風水害や地震において、被害が集中しがちな高齢者、障害者等の災害時要援護者に対する避難支援対策の必要性が求められています。

川崎市では、消防署・消防団による災害対処はもとより、災害時要援護者名簿を町内会・自治会や自主防災組織など地域の住民組織に提供し「共助」による避難支援体制づくりを進める災害時要援護者避難制度を推進しています。

消防団は、消防署と連携して災害の最前線で対処にあたる機関であると同時に、地域に密着し地域住民との一体性を持った組織です。

そこで、消防団は、日頃から地域での防災リーダーとして指導的役割を担い、共助による避難支援者である町内会・自治会や自主防災組織等の住民組織に対し防災指導等を通して積極的に協力し、地域の防災力を高めていかなければいけません。



第3章 訓練礼式

第1節 訓練礼式の必要性

消防団員としての訓練礼式の指導目的はまず、隊員を諸制式に熟練させ、その部隊行動を確実軽快にし、厳正な規律を身につけさせ、消防諸般の要求に適応させるための基礎を作ることにあります。

次に、礼式は礼節を明らかにして規律を正し、隊員の品位の向上を図るとともに和衷共同して隊員の団結を強固にし、もって消防一体の実をあげることにあります。

続いて訓練礼式の十則を説明します。

1 富貴を着る

「富貴を着る」とは

形は心により生じ、心は形により生ずと言うように、一概に格好ばかりと軽視してはいけないという意味で消防の士気も統制も服装、姿勢、態度から養われることが多く服装は消防人の心意気を示すものであり美しく完璧に着こなすことで訓練礼式は半ば成就します。

2 大きな目、大きい声、大きい心

「大きな目、大きい声、大きい心」とは

目は見るということだけでなく、人の心の働き、行く末の見通し、危険の所在をつきとめ、声は、全体を動かす統制力であり行動力の源であります。また、自他ともに励ます叱咤激励の力であり注意喚起の手段でもあります。そして、心は旺盛な敢闘の精神であり、清濁併せ呑む協調の精神であります。

3 集合即行動

「集合即行動」とは

消防の集合は災害への出動を前提としたもので常に一刻を争うものであり、人員掌握、部隊編成、任務分担、諸注意を与えて直ちに行動するためには、迅速な集合と人員報告が寸秒を争って正確に行わなければなりません。

4 節度正しくの意義

「節度正しくの意義」とは

消防団員の行動は、自己確認の集積でなければなりません。一つ一つの動作にも、その瞬間、瞬間に自ら緩急の度合いを作り動作の完結を自己確認することが節度です。

単に外見上の美しさの追求に止まらずに、自分の行動を細かい段階ごとに確認することが、現場活動において最も重要な事項であり、平素の消防団業務にも通じる大切な事項であります。

5 一つの音を作れ

「一つの音を作れ」とは

訓練礼式のあらゆる行動、特に部隊訓練は逐一これを観察しなくてもその音を聞けば熟達度は確認できます。

同じ動作でも、つま先が着いたか、かかとが着いたか、誰が遅れているかまで明白に分かるので気を遣い、精神を集中して、雑音を出さぬよう一つの音を作ることです。

6 号令の先取り

「号令の先取り」とは

号令は絶対です。しかし、これを遂行するにあたって上司の意図を理解することも緊急を要する現場活動においては極めて重要なことです。

7 人数分の一の責任

「人数分の一の責任」とは

訓練礼式においては、団体の中の個人の責任を重要視する30人の隊において人が責任を果たしても、1人が脱落すればその行動は完全に遂行できたとはいえ個人は30分の1ではあるが、30分の29は絶対に1にはならないことを訓練を通じて体得することが重要です。

8 着意の練成

「着意の練成」とは

災害現場において、必要なものに隊員の着意があり自らの危機を察知して適切な処置を行う、あるいは同僚の窮地を救うなどのすべて細心の配意であり着意です。

9 訓練の回数は、改善努力の回数である

「訓練の回数は、改善努力の回数である」

これは、改善の努力を加えた10回の訓練は、改善の努力を加えない100回の訓練に勝ることは当然であるという意味で災害出動の都度、綿密な検討が行われるように、訓練もその都度、改善努力を図り、精度を高めていく必要があるということです。

10 有終の美を飾れ

「有終の美を飾れ」とは

最後に落とし穴があると言うように災害防御活動において、事故の多いのは、災害の終息時、火勢鎮圧後の残火鎮滅時や帰所時です。

些細な行動において動作の完結まで細心の注意を払う努力が必要であり、最後に力を抜くことは危険です。

11 指揮者の心得

最後に、「指揮者の心得」として

団員から「訓練礼式は何のためにやるのか」と問われたときまず、訓練礼式は現場活動に直結しており、消防団活動に不可欠な事であり厳正な規律を保持するとともに、迅速かつ的確な秩序ある行動をとれるよう訓練することです。

つまり互いに助け合うことにより素早く的確な団体行動がとれるようになります。

と答えたいえで先に述べた訓練礼式10則を教訓として説明し、理解を図ることが必要です。

第2節 各個訓練

各個訓練の目的は、諸制式及び諸法則に習熟し、部隊訓練の確固たる基礎を作り、団体行動の適正を図ることにあります。

1 停止間の動作

(1) 基本の姿勢

基本の姿勢は、各個訓練の中で最も基本となる姿勢であり次にいかなる号令がかかっても即座に対応できる気構えと緊張感を持った姿勢です。

- 両目は、正しく開いて前方を直視します。
- 両肩をやや後に引き一様に下げ、両ひざをまっすぐ伸ばす。
- 両かかとを一直線に揃えてつけ、両足先は概ね60度(女子隊員にあっては概ね45度)に開いて、等しく外に向けます。
- 口を閉じ、あごを引く。
- 腕は自然にたらす。
- 上体は正しく腰の上に落ち着け、背を伸ばし、かつ、わずかに前に傾けます。

基本の姿勢

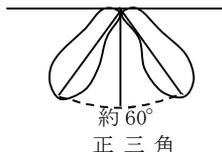
両目は正しく開いて前方を直視する。



腕は自然にたれ。
両肩をやや後に引き一様に下げ、両ひざをまっすぐ伸ばし、



上体は正しく腰の上におちつけ、背を伸ばし、かつ、わずかに前に傾ける。
口を閉じ、あごを引き。



両かかとを一線上に揃えてつけ、両足先はおおむね60度を開いてひとしく外に向ける。

(2) 整列休め

「整列休め」の姿勢は、一般的に隊員の緊張した姿勢を緩和するために用いられるものであるが基本の姿勢に戻り、すぐに行動に移れる体勢を維持しておかなければなりません。

「整列一休め」の号令により、左足を概ね25センチメートル(女子隊員は20センチメートル)左へ開くと同時に、ひざを軽く伸ばし、体重を左右両足に均等にかけて、両手は背後でズボンのベルト中央(女子隊員はスラックス等のバンドに相当する位置)に重ねて組みます。手のひらは、横に向けて開き、左手の親指と四本の指で、右手の四本の指を軽く握ります。すべて一挙の行動なので手と足と同時に節度を正しく動かします。





(3) 方向変換

基本の姿勢の状態から身体の向きを変換するもので、指揮者に正体する場合や、目指す方向へ身体を向ける場合などにおける基本的な動きです。

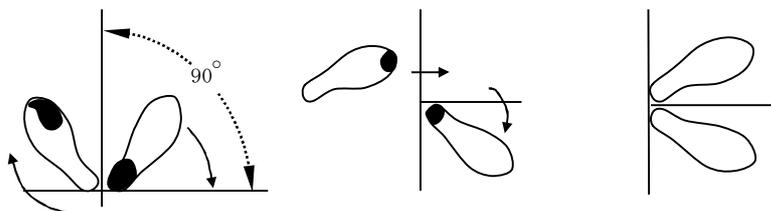
ア 「右（左）向け—右（左）」

- ・左（右）かかとと右（左）つま先をわずかにあげます。
- ・右（左）かかとと左（右）足親指付根のふくらみで90度右（左）に向き、
- ・左（右）かかとを右（左）かかとにつけて同一線上にそろえ右（左）に向きます。

右（左）向けの動作のポイントは、方向変換する側の足はかかと、反対の足はつま先と、軸になる足の部位が異なる点です。回る方のつま先と反対の足のかかとをあげる。つま先とかかとを左右交互に動かして横に移動する訓練を行った後、実施すると理解が早まります。

右向きの順序

- (1) 左かかとと右つま先をわずかに上げる。
- (2) 右かかとと左足親指付根のふくらみで90度右に向く。
- (3) 左かかとを右かかとにつけて同一線上にそろえる。



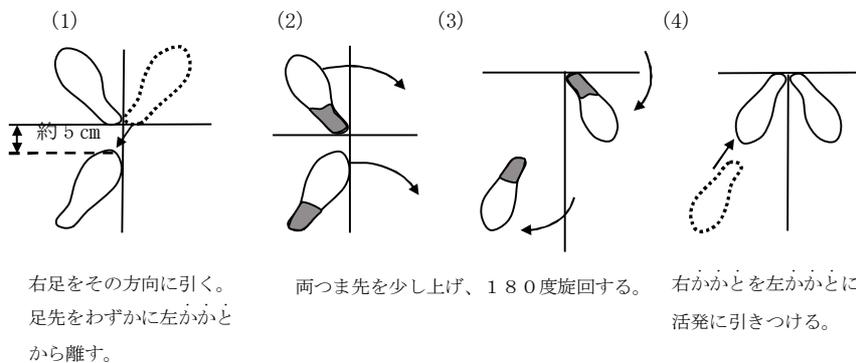
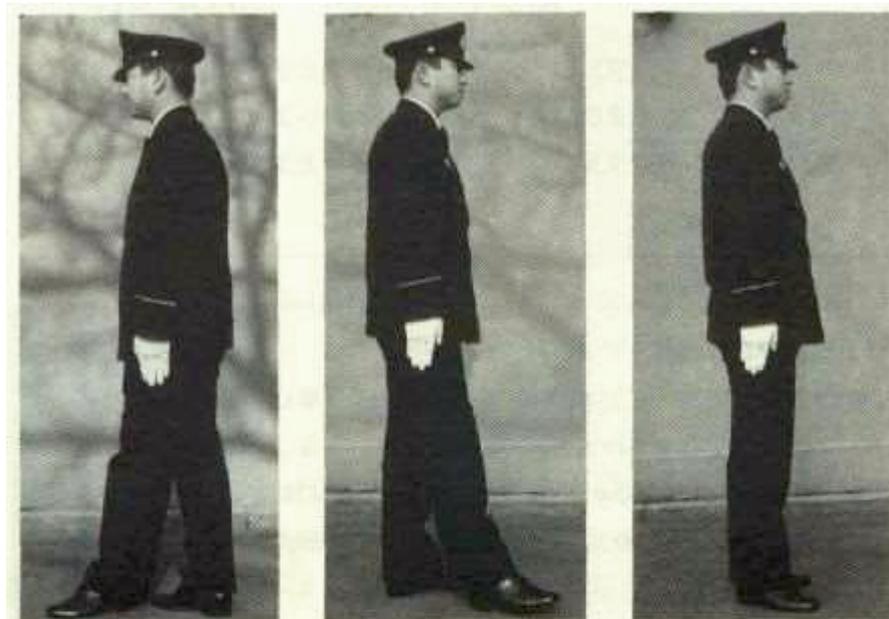
イ 「半ば右向け一右」

「半ば右向け一右」は 45 度右向けをすることであり、回転する角度を除き「右向け一右」の要領と同じです。

ウ 「回れ右」(後ろ向き)

- ・右足を後ろに引き、
- ・右足の先をわずかに左かかとから離し
- ・両足のつま先を少しあげ、180度右にまわり
- ・右かかとを左かかとに引きつけます。

回れ右の動作でのポイントは、号令と同時に引いた右足の位置です。正面から見て、右足のつま先が左足のかかとの真後ろ約5センチ離れた位置にあることを確認します。場合によっては、動作を三段階に分けて、それぞれの部分で停止して行うといいでしょう。



2 行進間の動作

部隊を移動させる場合の基本的動作で個人の動作の確実性と同時に、整然とした状態の団体行動が求められるものです。

(1) 速足行進

号令は「前へー進め」の号令をかけ、停止する場合は「小隊一止まれ」の号令をかけます。

隊員は、「前へー」の予令で体重をわずかに前に移し、動令がかかったら、すぐに行進動作に移れる状態にし、「進め」の動令で左足から前進します。歩行は、自然の歩行であげている腿の高さで行い、元気よく節度をつけて、基準の歩調で行います。行進中の両腕のふり方は、発進と同時に右手を前へ概ね45度、後ろへ概ね15度に円弧をえがくように、腕のひじ及び手の指先を軽く伸ばし、体側に近く自然にふるのが適当です。

速足行進の停止は、指揮者の「早足一とまれ」の動令により隊員は、後ろになっている足を一步前に踏み出し、次の足を引きつけることなく、地面に近く迅速に節度をつけて元気よく引きつけることが肝要です。

なお、この動令は、隊員が後ろ足を一步踏み出して停止する関係から、停止させようとする位置から一步前で下すようにします。

行進中左(右)向きをさせる場合に、「左(右)向け前へー進め」の動令が、隊員の右足が地につこうとしたとき、掛かったときはまず第一動で左足を一步前に踏み出し、第二動で右足を概ね半歩前に足先を内にして踏み出します。第三動で体を右90度の方向に向け、左足から左の方向に進行します。

速足行進の要領



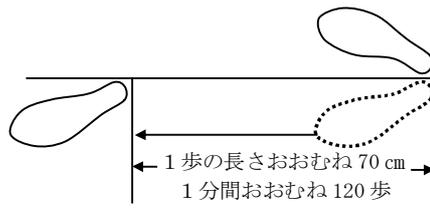
- 1 左ももを少し上げ、左足から踏み出す。
- 2 同時に上体を正しく保ったまま体の重みをこれに移し、左足を踏みつけると同時に右足を地から離して左足と同じく右足を前に踏み出す。

頭を真っすく
保ち口を閉じ

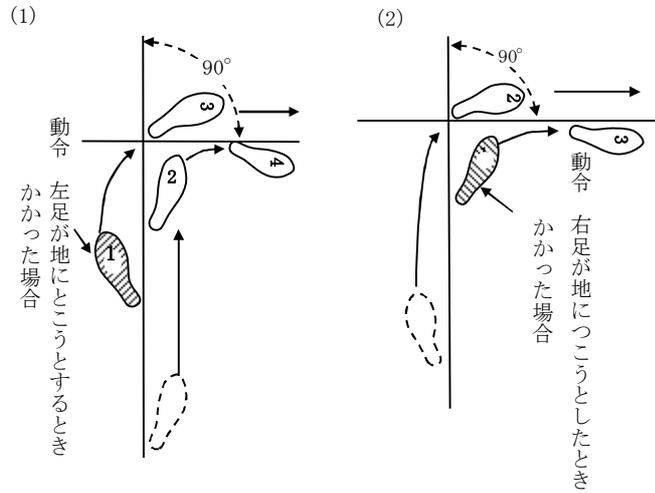
両腕を自然にふる



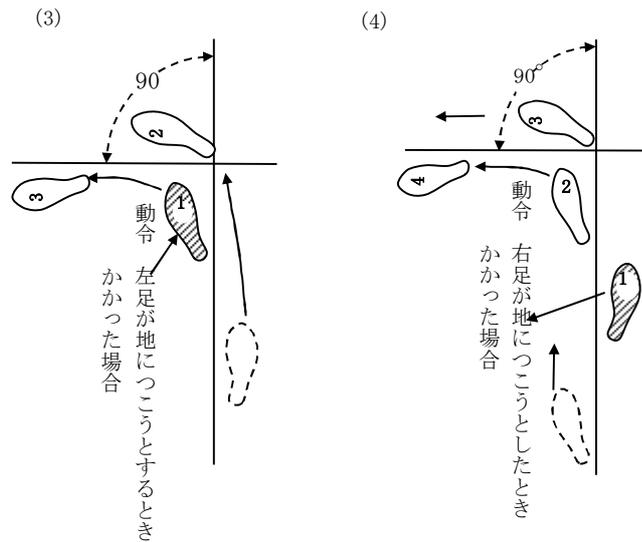
両目は正しく開き、前方を直視する。



行進中の右向きの順序



行進中の左向きの順序



(2) かけ足行進

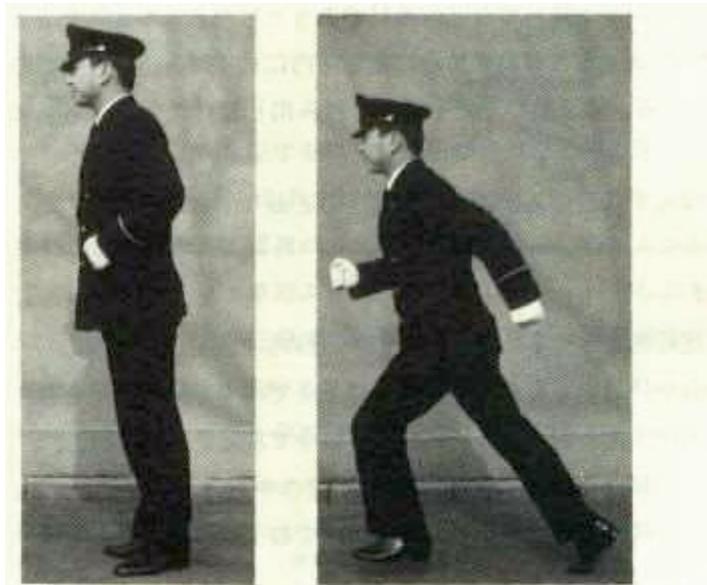
かけ足行進を行う場合に、隊員が両手を握ってこれを腰にあげる時機は、他の動作と異なり、「かけ足一」の予令で両手を握り、そのまま腰にあげ、同時に体重をわずかに前へ移します。発進するときは、「進め」の動令によって左足から左ももを少し上げるようにして前に踏み出します。この最初の踏み出しは、かけ足の一步の長さの基準よりも多少短くなります。

そして、その反動を利用して次の足を所定の距離に踏み出し、常に基準の一步の長さと速度をもって行進します。行進中両腕は前後に自然にふるようにし、必要以上に大きくふるのは適当でなく、また全くふらないことのないようにします。

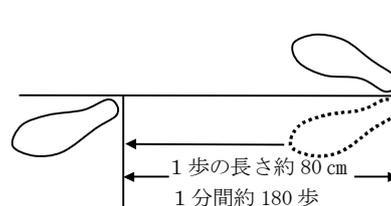
かけ足行進の停止は速足行進中の諸動作よりも反動があるので指揮者の「賭け足一止まれ」の動令により隊員は二歩多く前進した後、指揮者の命令による動作を行い、停止後両手は、指を並べ、開いておろします。

なお、指揮者が隊員を停止させるときは、隊員が二歩前進し、一歩前に踏み出して停止するため、動令を下す時機を、停止させようとする位置の三歩前とするように留意しなければなりません。

かけ足行進中後ろ向きをするとき、指揮者の「まわれ右前へ一進め」の動令が隊員の左足が地につこうとするときにかかった場合、隊員は、右足、左足、右足と三歩前進し左足先をうちにして概ね半歩前に踏み出し、両足の親指付根のふくらみを軸に180度旋回し、体重を右足に移して反動をつけ、左足からかけ足行進を続けます。なお、この動作は、両手を握って腰にあげたまま行うものです。



- 1 予令で両手を握って腰にあげる。
- 2 動令で左ももを少しあげ、
- 3 左足から前に踏み出し、
- 4 ついで右足を踏み出し、
- 5 常に体の重さを踏みつけた足にかける。



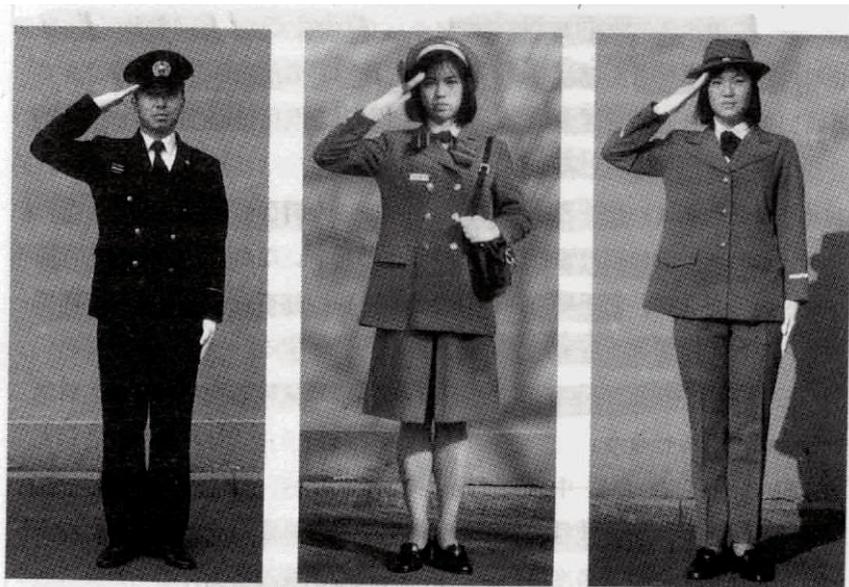
3 敬礼動作

(1) 挙手注目敬礼

受礼者に正対して基本の姿勢をとり右手ひじを肩の方向にほぼ水平にあげます。

右手は指を接して伸ばし、指先からひじまでを一直線に保ったまま、最短距離をとって人差し指と中指とを帽子の前ひさしの右端にあて、手のひらを少し前方に向けます。

もとに復する場合は、敬礼時の逆の動作を行い、基本の姿勢に戻します。



挙手注目敬礼は、勇壮活発に行うことが必要であるが、ことさら体の側方から手をあげないように注意しなければならない。

(2) 脱帽の動作

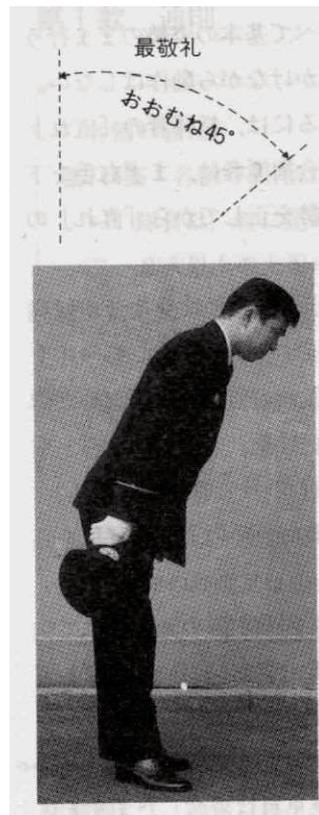
脱帽の動作は、右手親指を帽子前ひさしの裏側、人差し指を帽章のところに置き、他の三指は軽く握ってひさしに当て、一挙の動作で帽子をとり、そのまま帽子の内側をももに向けて、垂直にさげ、右ズボンの縫い目につけます。

(3) 最敬礼

基本の姿勢で受礼者に注目し、上体を概ね45度に傾けて頭を正しく保ちます。指揮者が最敬礼を行わせる場合は、「最敬礼」の号令をかけます。

(4) 15度の敬礼

基本の姿勢で受礼者に注目し、上体を概ね15度に傾けて頭を正しく保ちます。



(5) かしら右 (左、中) の敬礼

指揮者は、「かしら一右 (左、中) 」の号令をかけ、上体を受礼者に向け、挙手注目の敬礼を行い、隊員は注目して行います。このときの頭を向ける角度は、おおむね45度を限度とします。

4 辞令等の受領

団員が室内で賞状等を授与者から受領するときは、「授与者の席をはなれること概ね2メートルの位置」で敬礼を行います。

辞令、賞状等を受領する際、「敬礼を行った後、直ちに前進」するのは、辞令、賞状等を受領しやすい位置に移動することを意味するものです。

この前進は、帽子を右手に下げたまま、授与者との距離を概ね2メートルとっていた場合には、概ね1メートル前進し、授与者との距離を1メートル程度保有するようにします。

しかし、室内の状況によっては、この前進距離を短縮し、あるいは延長しなければならないこともあります。

前進後、帽子を左わきにはさむ時機は、授与者が辞令、賞状等を授与しようとする瞬間が適当で、受領するときは右手で行い、同時に左手を添えて、辞令、賞状等を受領し、すみやかに確認することが大切です。

辞令、賞状等が大判のものであれば仮に二つに折ってこれを左手に移し、ついで帽子を右手に移して姿勢を整え、右足から後退して敬礼位置に戻り、再

び敬礼の後、右向き又は後ろ向きをして退出します。

辞令、賞状等を受領後、敬礼位置に戻るには、後退を概ね1メートルとしますが、歩幅で一応見当つける際は、前進と後退の歩幅の差異があるので留意します。

室外で辞令、賞状等を受領するときは、室内における辞令等の受領の規定に準じて行います。

ただし、主として異なる点は、授与者から概ね5メートルを隔てた位置で敬礼を行うことと、挙手注目の敬礼を行うことです。

辞令等を受領する際、敬礼を行ったのち、直ちに前進する場合は、敬礼位置から概ね4メートル前進し、授与者との距離を概ね1メートル程度保つようにします。

辞令等は、着帽したまま両手で受け取ってこれを確認し、次いで左手に移して姿勢を整え、概ね4メートル後退して概ねもとの敬礼位置に戻り、敬礼後退去するときは、かけ足で離れる必要があります。

表彰式等において賞状等の授与は一人一人に授与するのを原則としますが複数の者が受賞する場合は、同時に敬礼動作を行います。

この場合受賞者の中央が授与者の正面に位置するように室内にあっては概ね2メートル、室外にあっては概ね5メートルの位置に一行又は二行に整列させます。

複数の者が一同に敬礼動作を行う場合は、通常右翼に位置した者が指揮をとり、指揮者の「敬礼」の号令で室内では一斉に15度の敬礼をし室外では挙手注目の敬礼を行い、「直れ」の号令でふたたびもとに復したのち、受賞者全員が各個に受賞します。

その後ふたたび指揮者の号令で15度の敬礼又は挙手注目の敬礼を行ったのち、指揮者の指示により退出します。

第3節 点検

点検の目的は、隊員の職務遂行に必要な諸般の状況を検査しその不備の点は、これを整備又は反復訓練の上是正しもって消防活動に際し、有効適切な措置をとらせることにあります。

1 通常点検

礼式及び訓練を点検する場合の部隊編成は次のように部隊の右翼きょう導者の1.5m離れた位置に指揮者が立ち点検者に報告する時は点検者の前方5mの位置に立ちます。

指揮者は、点検者に随行し全団員を点検します。複数の中隊からなる部隊の人員点検に当たっては、できるだけ中隊ごとに「休め」、「気をつけ」をかけて点検します。通常点検の要領は次のとおりです。

【通常点検の要領】消防訓練礼式の基準第214条

指揮者は、点検者が臨場したときは、「気をつけ」の号令を下し、点検者が定位についたときは、これに対して部隊の敬礼を行ない、人員数その他必

要事項を報告したのち、点検者の左側おおむね1.5メートルの位置につき、順次次の号令を下す。ただし、人員が多数のときは、第四項に定める点検を行なう間、他の隊員を「整列一休め」させることができる。

- 一 番号
 - 二 きょう導3歩前へ一進め
 - 三 右へ一ならえ
 - 四 直れ
 - 五 前列4歩前へ一進め
 - 六 手帳
 - 七 おさめ
 - 八 後列4歩、前へ一進め
- 2 項第六号に定める「手帳」の号令があったときは、隊員は、左手を胸のポケットに添え、手帳に注目しながら右手でこれを前方に向けて出し、ひじをわきにつけ、前腕を水平に体と直角に出し、左手を添えて表紙を開き、右手のひらの上に置いて親指でこれをおさえ、頭を正面に復すると同時に左手をたれる。
 - 3 第一項第七号に定める「おさめ」の号令があったときは、隊員は、手帳に注目し、左手を添えて手帳の表紙を閉じ、左手をポケットに添え右手でこれをおさめ、頭を正面に復すると同時に両手をたれる。
 - 4 点検者は、第一項第五号に定める動作が終わったときは、指揮者を随行して前列の右翼前面から服装及び姿勢の適否等を検査し、左翼を通過して前列の後面を同じ要領により検査したのち、後列に至り、前列同様の検査をし、第一項第六号に定める動作が終わったときも同じ要領によって手帳の保存及びその取り扱いの適否等を検査し、終わって定位につくものとする。
 - 5 前項に定める検査及び第一項第二号から四号までに定める動作は都合により適宜省略することができる。
 - 6 列員は、点検者が手帳を取って検査するときは、右手を下ろし基本の姿勢をとって、手帳が返却されるのを待つものとする。
 - 7 指揮者は、第一項に定める動作が終了したときは、部隊を元の位置に復させたのち、点検者に、点検終了の旨を報告し、部隊の定位につき、ついで点検者退場するときは、部隊の敬礼を行なう。
 - 8 列外者は、点検者の臨場又は退場に際しては、指揮者の行なう部隊の敬礼を合図に、点検者に対し敬礼を行う。
 - 9 中隊長以上の通常点検の場合は、指揮者は、第一項に定める敬礼及び報告をしたのち、小隊長を小隊の右翼に位置させる。

